

消費者庁との打合せの概要（畳類公正競争規約関係）

日 時:平成27年9月3日(木)14:00～15:40

場 所:消費者庁 会議室

出席者:消費者庁表示対策課

畳類公正競争規約作成連絡会 副会長、規約作成委員長、委員
(オブザーバー) 経済産業省、農林水産省

概 要:7/24の消費者庁からの指摘に対する連絡会としての検討方向を説明した後、意見交換。
主な内容は以下のとおり。

◇連絡会から

○畳類公正競争規約・施行規則案について

- ・消費者庁に対して第11回幹事会の概要の報告を行った。
- ・表示義務化の対象商品、規約における工務店等の扱い、特定用語の扱い、トレーサビリティ等の考え方に關し質問した。

◇消費者庁から

○畳類公正競争規約・施行規則案について

- ・規約案については、表現が重複していたり、同じ事項が異なる表現で記載されており、理解し難いため、表現を整理して欲しい。
- ・畳店が製造業者なのか小売業者なのか、工事業者なのか分からない。もし、日本標準産業分類や法令等で規定している用語があるならば、その用語を用いることは可能かどうか。
→(連絡会)建築業法における建築業者としての許可を受ける上で、畳店は「内装仕上工事」の中の「たたみ工事」の事業者となる。よって、畳店もしくは畳工事業者とするのが良いかと思うが、検討する。
- ・販売業者間の取引に関する規定を有する、他業種の規約の事例としては、「食肉の表示に関する公正競争規約」がある。同規約においては、小売販売業者以外の販売業者についても、必要表示事項、不当表示の禁止、帳票類の整備の義務化について規定しているので参考にして欲しい。
- ・必要表示事項の整理に関する他業種の規約の事例としては、「不動産の表示に関する公正競争規約」がある。規約第8条の別表1～10として、商品別、事業者別に媒体毎の必要表示事項を一覧表にしており、見やすくなっているので参考にして欲しい。
- ・特定用語の使用基準については、特定の産地の特定の品種のみを認める現在の表現のままでは認定は困難。
※(参考)例として、「眼鏡類の表示に関する公正競争規約」では、“最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。”とある。
- ・トレーサビリティに関する規定について、詳細な部分は施行規則で整理するというのも1つの方法。
- ・規約の対象となる事業者を生産者から畳店までとし、工務店、ハウスメーカー等は、規約への協力を依頼するものの規約の対象範囲外とすることに関しては、具体的な規約の規定を見ない限り是非を判断できない。
→(連絡会)工務店、ハウスメーカー等については、下記のような扱いも検討。
*事業者の定義は含みをもたせたものとし、加入を希望する工務店等は参加が可能な規定とする。
*規約に賛同する工務店、ハウスメーカー等については、賛助会員のような形で協力・参加が可能な規定とする。

○畳産業の現状と課題について

- ・8/3に提出された畳産業の現状と課題については、現在内容を確認しており、後日、照会させていただくかもしれない。